

次，2番深谷渉君の発言を許します。

〔2番 深谷渉君登壇〕

2番（深谷渉君） 2番，公明党の深谷渉でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので，通告の順に従いましてご質問いたします。

最初の1項目目の質問は，災害時要援護者支援対策の取り組みについてでございます。

常陸太田市洪水・土砂災害ハザードマップが完成し，3月末には全世帯配布に伴い，今後，住民説明会を開催するとお伺いいたしました。関係各位のご努力に感謝申し上げます。

ハザードマップには，避難情報の中で，住民に求める行動として，要援護者への支援者の行動が記載されています。今，災害時にみずからの身を守ることが困難である高齢者や障害者等，要援護者を適切に避難させる体制を整備することが，喫緊の課題として自治体に求められております。

平成18年3月，政府の中央防災会議において，災害時要援護者の避難支援ガイドラインが示され，具体的な避難支援計画の策定等の取り組みを市区町村に要請しています。その前提となる要援護者名簿の作成が，まだ全国的に不十分な状況にあります。平成19年3月末時点で，要援護者の情報を管内全域で把握している市区町村の防災関係部局は15.7%，同様に，モデル地区など一部で把握している防災関係部局は10%で，残りの74.3%は要援護者の情報を全く把握しておりません。

平成19年第3回市議会定例会において，同僚議員から要援護者名簿作成についての質問がありました。そのご答弁によると，総務部，保健福祉部，市民生活部，建設部による検討会で，名簿作成は，共有方式と，内容によって手上げ方式とする2つの方式の併用により，要援護者名簿の作成をする方向で検討しているとのことございました。今後，住民説明会などでも説明が求められると思いますので，現在の進捗状況と今後の見通しをお伺いいたします。

2007年3月の能登半島地震で，震度6強を観測した石川県輪島市は，死者1名，重傷者46人，全半壊した建物は1,599に上るなど，大きな被害に遭いました。その中で，65歳以上が約半数という，市内でも特に高齢化が進んでいた門前町地区では，死者，行方不明ともにゼロで，地震発生から数時間後にはすべての高齢者の安否確認がとれていました。それは，同地区が日ごろから，行政と民生委員が協力し，要援護者の情報を把握していたためであります。寝たきりは桃色，ひとり暮らしは黄色といったぐあいに色分けをし，書き込んだ独自のマップが役立ったのです。

一方，同7月におきた新潟県中越沖地震では，地元の柏崎市が要援護者名簿を作成していましたが，個人情報取り扱いに慎重だったことなどから，地元との情報共有が不十分で，迅速な安否確認に活用されませんでした。

以上のように，行政側の対応により相反する事例が出てきています。要援護者個人情報を平常時から自主防災組織等へ外部提供することで，一人ひとりの避難支援プラン，個別計画の策定ができ，迅速な対応ができたケース，一方で，個人情報保護の観点から自主防災組織等と平常時に十分な情報の共有ができずに，対応に苦慮したケースです。

当市として、どのような対象者を共有方式と手上げ方式とに区分するのでしょうか。

また、手上げ方式では、要援護者登録についての対象者本人や家族に、目や耳から周知を徹底して、丁寧に行わなければなりません、その方法をお伺いいたします。

また、その手上げ方式で収集した個人情報を、平時にどのような頻度で自主防災組織等と共有し、避難支援プランを作成していくのでしょうか。

もう1点は、避難支援ガイドラインによると、平常時から、福祉関係部局と防災関係部局を中心とした横断的なプロジェクトチームとして、要援護者支援班などの設置が示されていますが、これは、今述べたように、収集した情報を平常時にどのように自主防災組織等と共有していくかを考える上で、必要になってくる組織だと思えます。組織設置についてのお考えをあわせてお伺いいたします。

2項目目の質問に入ります。防災情報のメールサービス配信の導入についてであります。

市民の方からこのような話をいただきました。先日、買い物をしてお店から駐車場に出たとき、消防車がサイレンを鳴らして、私の自宅のある方向に走っていった。もしかして自宅かその近くなのかと不安に思い、ほかの用事は後回しにして自宅に急行したと言うのです。火災現場はその方の近くではなかったそうですが、その方は、外出したときに火災の現場を確認する方法がないものかと言うのです。外部のスピーカーでは、位置や風向きなどで聞き取りにくいこともありますし、市民は聞こえない場所にいるときが多くあります。

私はその後、いろいろ情報を探しましたところ、防災行政無線の放送と同時に、携帯電話やパソコンに防災情報を一斉に配信するシステムを導入している多くの自治体があることがわかりました。そこで、当市としても、このシステムを導入することをご提案いたします。当市のウェブサイトメールアドレスを登録するサイトを設け、それに登録した方に、火災等の防災情報を配信するという方法です。これですと、その情報が必要と考える人がどこにいても、聞き間違いや聞き逃しがなくなります。そして、何より一刻も早く火災現場に到着しなければならない消防団員の方や、自主防災に当たる住民にとって、何よりも有効であると思えます。災害情報に限らず、不審者情報等も配信し、市民へ安心できる情報を提供することができます。

このシステムの導入には、配信側の情報の正確性と即時性の確保、夜間の職員体制の問題、また、携帯電話各社との大量メール配信時の技術的な問題、情報セキュリティーの問題など考えられますが、今や多くの自治体で導入しているもので、大きな問題はなくクリアできることだと思います。導入についてのご見解をお伺いいたします。

3項目目の質問に入ります。

平成20年度一般会計予算書の民生費、衛生費に、妊婦・乳幼児外来・入院自己負担助成事業費、小学校3年生までの医療費の助成事業、そして妊婦委託健診検査を3回から5回へ、乳幼児等インフルエンザ予防接種助成事業、麻疹・風疹混合追加接種事業などを新設、または拡充したことは、私も何点か一般質問で導入の検討をお願いしたことでありますし、評価できます。関係各位に感謝申し上げます。

そこで、「未来を拓く人づくり」、「温もりのあるコミュニティのづくり」のためにも、もう1点

推進してはどうかという観点でご質問いたします。それは、5歳児健診についてであります。現在、乳幼児健康診査は、母子保健法第12条及び第13条の規定により、市町村が乳幼児に対して行っています。そして、健康診査実施の対象年齢は、ゼロ歳、1歳半、3歳となっており、その後は就学前健診になります。

実は、3歳児健診から就学前健診までの、この期間の開き過ぎは、特に近年増加している発達障害にとって重要な意味を持っております。なぜなら、発達障害は、早期発見・早期療育の開始が重要で、5歳程度になると健診で発見することができるのですが、就学前まで健診の機会がなく、ようやく就学前健診で発見されたのでは遅いと言われております。発達障害は、対応がおけると、それだけ症状が進むと言われております。また、就学前健診で発見されても、親がその事実を受け入れるのに時間がかかって、適切な対応・対策を講じることなく子供の就学を迎えるために、状況を悪化させてしまっているといった現状があります。

厚生労働省による平成18年度研究報告書によれば、鳥取県の5歳児健診では9.3%、栃木県では8.2%もの児童が発達障害の疑いがあると診断されたものの、こうした児童の半数以上は、3歳児健診では、何ら発達上の問題を指摘されていませんでした。報告書の結論として、現行の健診体制では十分に対応できないとしております。

香川県三木町では、平成18年度から、軽度発達障害の早期発見、弱視の早期発見、小児肥満等の小児生活習慣病の予防を目的として、5歳児健診を実施しております。

軽度発達障害とは、知能検査では軽度低下、または境界以上である発達障害の一群です。普通学級に通っている子供の5%程度が、この範囲に属すると考えられております。その病気の特異性により、学校、社会生活を営む上でいろいろな問題が生じやすく、ときにいじめや不登校の原因にもなっております。具体的な病名としてはADHD、学習障害、高機能性広汎性発達障害、軽度精神遅滞とその類縁疾患の一部がこの一群に属しております。

平成17年4月1日、発達障害者支援法が施行されました。その中で、国、都道府県及び市町村の役割として、発達障害児に対しては、発達障害の早期発見、早期支援、就学前の発達支援、学校における発達支援、その他発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるとあります。

以上のことから、スクリーニングとして最適であり、かつ問題を抱えることが予想されます就学までの1年間の余裕を持てるような5歳児健診が、医学的にも社会的にも必要と考えられます。

また、5歳児健診は、生活習慣病予防として、特に肥満が増加し、肥満細胞がふえ、完成してしまう時期である就学前をとらえての生活指導を目的としております。食生活指導、就寝・起床時間やテレビ・ビデオ等の視聴時間など、生活習慣全般を指導しています。

三木町では、三木町食生活改善推進協議会による食育教室や、弱視早期発見のために視力検査も実施しております。三木町では、「すべての子供がその子らしく生き生きと成長できるように、そして、健全な社会生活を過ごせる大人として自立していけるように」の思いのもとに、毎月5歳児健診を実施しているとのこと。

このような観点から、5歳児健診の早期導入を願うものでありますが、本市としてのご見解をお伺いいたします。同時に、具体的に5歳児の人数は当面把握できますので、毎年どのくらいの予算になるのか、試算があればお願いいたします。

4項目目の質問に入ります。市営住宅の公募方法についてであります。

今年1月に市民の方から、事情があり今すぐにでも市営住宅に入居したいのですが、今、募集していますかと聞かれました。担当窓口に聞いたところ、あいてはいるが募集はしていないとのことでした。そして、約1カ月後の2月25日の「ひたちおおたお知らせ版」に、10戸の市営住宅の入居者公募が出ていました。

この10戸の住宅は、ここ一、二カ月であいたとは思われません。民間企業であれば、あいた部屋はすぐに補修し、清掃をして、次の入居者を募集します。ある程度個戸数がまとまらないと募集できないというのは、行政側の理由であると思いますが、いかがでしょうか。市民の税金で建てた住宅を効率よく市民に提供できず、何カ月も住宅を空き家のままにして、本来もっと使用料が自主財源として入るにもかかわらず、そのままにしておく理由をお聞かせください。

そして、当市の住宅の募集方法の基本的なお考えをお聞かせください。

また、当市のホームページから、市営住宅の情報まで到達するのに非常にわかりにくいと思います。「くらし」から「市民生活ガイド」を開き、「生活環境」の項目の「住まいと建築」のアイコンを、私はここにあるのかなと思いながら、とまどいながら、やっとあったというわかりにくさです。他市を参考に見たところ、トップページに既に「住宅」のアイコンがあり、必要な情報がすぐに見ることができます。

当市のその出てきた内容には、すぐに知りたい情報も全くないのです。つまり、今、公募しているのか、いないのか、また、どのような市営住宅があるのか、募集方法は定期公募なのか、随時募集なのか、全く掲載されておりません。今は、2月25日のお知らせ版をクリックすると募集内容が掲載されていますが、住宅の公募を調べるのに、この場所をクリックはしないのではないのでしょうか。市民の目線に立った作成を期待します。この点、募集方法とともに改善できないのでしょうか。お伺いいたします。

最後に、予約型乗り合いタクシーについてお伺いいたします。

快適な暮らしづくりには、当市のような少子高齢化が進んだ広範な地域には、地域公共交通の整備はどこよりも大きな課題であり、市民が期待する事業です。市民バスの運行と同時に、予約型乗り合いタクシーが、昨年11月から本年1月までの3カ月間試行運転されました。非常に短い期間ではありましたが、その結果についてお伺いいたします。利用登録者数、登録者1人当たりの利用頻度、利用者の声等について、具体的にお教えください。

平成20年度予算書には、予約型乗り合いタクシーの試行運行に1,012万9,000円の予算が計上されております。3カ月の試行運行の反省を踏まえて、どの点について再度調査していくのか、いつからいつまで試行運転をしていくのか、周知期間やその方法はどのようにしていくのかも、あわせてお聞かせください。

本年1月4日から、新コースによる市民バスがスタートしました。今後、この市民バスの利用

状況を考慮しながら、予約型乗り合いタクシーの並行運行について、十分に研究していかなければならない課題だと思います。私は、予約型乗り合いタクシーはぜひとも定着させてほしいと願う1人ではありますが、市民の利便性を十分考慮しながら、むだのない市民バスと今後の乗り合いタクシーの試行運転についての考え方について、お伺いいたします。

以上、通告いたしました5項目の質問は終わりました。ご答弁をよろしくお願ひいたします。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 災害時要援護者支援対策についてお答え申し上げます。

まず、災害時要援護者名簿の作成状況についてでございます。

本市の災害時要援護者名簿は、高齢者を対象とした名簿と、障害者を対象とした名簿の2種類を作成することとしております。高齢者を対象とした名簿には、75歳以上の高齢者のみの世帯を市が保有するデータから抽出する共有方式で作成し、昨年12月に完成してございます。障害者を対象とした名簿には、視覚や聴覚、肢体不自由等の障害者の方を登録するため、本年1月25日号の「ひたちおおたお知らせ版」で、登録を希望する方を募集する手上げ方式により周知をしまして、現在、名簿登録希望者の受け付け、取りまとめをしているところでございますけれども、登録者につきましては、ただいまのところ19名と少ない状況でございます。

また、この周知につきましては、「災害時要援護者名簿登録を希望する皆様へ」というチラシを作成しまして、総務課、福祉事務所、支所総務課の各窓口にも置きまして、啓発を図っているところでございます。

今後、随時登録申請を受け付けるとともに、説明会や、定期的に広報紙への掲載やホームページなどによりまして、登録申請の周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、支援計画・支援プラン作成についてでございます。

本年度、水害や土砂災害時の危険地域や避難施設等の情報を市民の方にわかりやすく提供するため、ハザードマップを作成し配布することを予定してございます。これらの情報を市民が有効に活用し、安全・迅速に避難するためには、町会組織の協力が欠かせないものと考えます。このため、町会に対して、町会における避難の仕組みづくりをお願いしながら、協議していく予定であります。避難ルートや避難所の開設等とあわせ、災害時要援護者への支援体制についても、町会と市が連携して整えていく考えでございます。そのため、町会向けに、避難の仕組みづくりのためのガイドラインの作成を行っているところでありまして、今後、町会の代表であります町会長さんと協議を行う予定であります。また、災害時要援護者名簿を町会長さんや民生委員さんに提供し、情報の共有化を図り、支援体制の充実強化を図ってまいる考えでございます。

次に、福祉と防災の連携による町内横断的組織の設置についてでございます。

現在、洪水・土砂ハザードマップの作成にあわせまして、災害発生時の職員の対応について整備するため、災害時対応マニュアルの作成を進めております。この中で、災害時要援護者への支援を担当する班を設置しまして、災害時要援護者の支援を行っていく考えでございます。

次に、防災情報メールサービス配信についてでございます。

災害時の緊急情報は、防災行政無線を用いて住民に速やかに伝えております。20年度には、緊急地震速報や武力攻撃の警報等の緊急情報を、24時間体制で住民に瞬時に伝達しますJ-ALERTを導入し、緊急情報の伝達をさらに充実強化する予定でおります。また、防災行政無線の放送を聞けなかった人のために、テレホンサービスも実施しております。

議員ご提案のメールサービスにつきましては、経費やシステム利用度の課題等も含めまして、調査研究をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長(増子修君) 5歳児時健診の推進につきましてのご質問にお答えをいたします。

現在、当市におきましては、発達障害の早期発見のため、1歳6カ月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診におきまして、それぞれ心理相談を実施しております。健診の結果、発達障害の心配がある幼児に対しましては、事後指導としまして、家庭訪問指導、乳幼児育成指導事業 ステップ教室でございますが、におきまして、専門スタッフによる児童の経過観察や保護者への養育指導及び支援を実施しております。

健診の状況としましては、発達障害が疑われる場合、遅くとも3歳児健診の時点で要観察対象児となり、その後の定期的な状況確認や保護者への相談を実施しております。また、保育園や幼稚園との関係機関とも積極的に連携をしまして、健診後の経過観察での連携や、逆に、園での集団生活に入って、発達障害等が気になる児童がいれば、専門スタッフによる巡回相談や発達支援相談等の活用によりまして、支援を行っております。3歳児健診におきまして要経過観察対象とならなかった児童の対応も、連携をとり合いながらきめ細かく行っております。

さらには、就学前の児童に対しましては、教育委員会の教育相談へつなげたり、指導経過が入学後の小学校とスムーズに連携ができるよう、学校関係者、教育委員会、保護者、心理判定員、保健師等の関係者の会議を持ちまして、連携を図っております。このように、子供を取り巻く関係機関との連携を深めまして、今後とも事業を推進してまいります。

また、茨城県の状況でございますが、平成17年4月1日に発達障害者の支援法が施行されまして、保健、医療、福祉、教育、労働などの専門家からなります発達障害者支援体制整備検討委員会が設置されました。その中におきまして、平成19年度に、5歳児を対象とした保育園、幼稚園用の「子どもの気になる行動確認マニュアル 発達障害の支援のために」が配布されまして、発達障害の体制づくりが進められております。

5歳児健診についてですが、方法も3歳児などの集合健診などとは違いまして、集団での遊びなどから診査も必要なことから、保育園や幼稚園へ出向きまして巡回健診となるなど、非効率的なところもございます。専門医師を初めスタッフの確保が困難な状況もあるため、平成20年3月1日現在、茨城県内を見ますと、5歳児健診を実施している市町村につきましては1市のみとなっております。

5歳児健診の予算の試算についてのご質問がございました。5歳児健診につきましては、5歳

の誕生日に実施するとしまして、年12回の実施で120万円程度の予算になるのかなということと試算をしております。専門医の確保を初めとする人員体制や、発達障害から来る保護者の不安、告知の難しさや、その後のフォロー体制の整備など、さまざまな課題がございます。ご提言いただいておりますので、さらに情報等を収集しながら、今後、調査研究をしてみたいと考えております。

以上です。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 市営住宅の公募方法についてお答え申し上げます。

市営住宅において、定期的な募集ができないかのご指摘についてでございます。市におきましては、従来、春、夏及び冬の年3回、それぞれ1回当たり6戸から7戸の募集を行ってまいりました。しかしながら、ここ2年ほどは、磯部団地を建てかえるに当たり、入居されている方20名の移転先を確保する必要がございましたことから、その分、全体の募集戸数が約10戸程度と少なく、年1回の募集となったものでございます。磯部団地入居者の移転につきましては今年度をもって完了しますことから、来年度からは従来どおり年3回程度の募集に改めてまいりたいと存じます。

次、ホームページによる募集情報の提供についてでございます。議員ご指摘のとおり、市営住宅に関する情報提供に当たりましては、検索しづらいなど、一部につきまして不備がございました。今後につきましては、ホームページ上の市営住宅情報へ容易にアクセスができるようにしますとともに、市営住宅の概要、募集の有無並びに募集に関する情報等も提供し、入居を希望されます方の利便性を図ってまいりたいと存じます。

議長（高木将君） 政策企画部長。

〔政策企画部長 江幡治君登壇〕

政策企画部長（江幡治君） 予約型乗り合いタクシーにつきましてのご質問にお答えを申し上げます。

3カ月間の試行運行の結果についてでございますが、利用登録者数が296名でございました。各地区の利用状況でございますが、延べ人数で申し上げますと、常陸太田地区の南部が89人、常陸太田地区の北部が123人、金砂郷地区が137人、水府地区が229人、合計で578人の方がご利用になりました。

利用頻度でございますが、登録者1人当たりでは約2回でございます。また、利用された方の実人数で申し上げますと、6.5回となっております。

また、利用された方の声であります。利用されました89名のうち79名の方からアンケートの回答をいただいております。結果の主なものでございますが、目的地として最も多かったのは病院でございまして、約35%でございます。続いて、スーパーマーケット等の買い物の利用が約17%でございます。料金につきましては、300円でよいとの意見が6割を少し超えております。安いというご意見が26%ございました。高いというご意見はございませんでした。市

民バスとの比較であります。乗り合いタクシーのほうが利用しやすいとの意見が73%ございました。今後も利用したいと答えた方は、約85%という状況になっております。

次に、2点目の、平成20年度当初予算に計上しました試行運行についてのご質問でございますが、本年度におきましては、運行システム、運行地区、ダイヤなどの妥当性について検証を行いますとともに、利用者のご意見をいただくため、試行運行を実施してまいりました。この中で、各地区の運行に要する時間、ルート設定に要する時間等がわかってまいりましたので、これらをもとに、1日の運行ダイヤ、予約期限の見直しなどを行いまして、再度試行運行をするものでございます。この試行運行の期間であります。運行許可を受けるための期間を考慮しまして、7月から9カ月間を予定しております。市民への周知につきましては、広報紙、それから市民バスの中等への掲示によりましてお知らせをしますほか、本年度利用登録をされました方には別途通知をするなど、その周知徹底に努めてまいります。

3点目の、市民バスの新コースの利用状況等についてのご質問でございますが、乗り合いタクシーと併用運行をいたしました本年1月の市民バスの利用状況につきましては、全10コースの合計で3,469の方が利用になられまして、前年度の同時期と比較をしますと、約83%の利用でございました。

この市民バスと乗り合いタクシーの運行についてであります。平成20年度に試行運行を行います中で、利用者等のご意見をお聞きしながら、路線バスなどの他の公共交通との調整を行い、より効果的な運行体系を検討してまいりたいと考えております。

議長（高木将君） 2番深谷渉君。

〔2番 深谷渉君登壇〕

2番（深谷渉君） ただいまは、丁寧なご答弁ありがとうございます。2回目の質問に入ります。

災害時要援護者の支援対策の取り組みについてでございますけれども、手上げ方式で1月に募集したところ19名という、本当に少ない数字であります。本当にこういった障害者に対する支援というのは、災害時に一番大切になってくると思いますので、ぜひともその推進を図っていただきたいと思います。

そこで1点、市の職員、また民生委員、自主防災組織等の関係者に対する研修会、または講習会の開催、要援護者を支援する地域づくり、人づくりへの環境整備の促進について、お考えがありましたらご答弁をお願いしたいと思います。

2点目の、防災情報メールサービスの配信についてでございますけれども、これは、何より耳の不自由な方にとって、常陸太田市または常陸太田市に高齢者になった家族が住んでいる市外在住の方にとっても、非常に便利で安心できるサービスだと思います。現在、群馬県の渋川市などでは、文字の情報に加えて地図情報も配信しております。そのほか、成田市、熊谷市、三浦市、横須賀市など、非常にたくさんの自治体が導入を図っておりますので、調査研究ということでございますけれども、ぜひとも積極的に導入に向けて検討していただきたいと思います。

5歳児健診についてでありますけれども、昨年9月に、東京新聞に「増える5歳児健診」と



いう見出しで記事が載っておりました。非常に考えさせられる問題でしたので、若干引用させていただきますので、ご了承願いたいと思います。

3年前から長野県駒ケ根市が毎月開いている5歳児健診には、その月生まれの子供と親が参加する。問診や歯科検診とあわせて行う複数の「集団遊び」で、子供たちが集団の中でどう振る舞うかを親と専門家が観察する。遊びには、それぞれ目的がある。絵本の読み聞かせは「集団の中で座って聞かされるか」、フルーツバスケットは「遊びのルールを理解できるか」。5歳前後で差が出てくる集団への適応能力や社会性を見る項目が多い。このときの観察や問診をもとに、診察を受ける。

気になる子供には、親の了解を得て、さまざまな支援が受けられるようにする。臨床心理士らが保育園を巡回し、保育士と保護者の相談に応じたり、必要な支援を考えたりする。集団の中でうまく過ごせるよう、月1回市内の療育施設に通い、訓練を受けることもできる。

昨年度は対象者の92%が受診。保護者の中には「健診があって、助かった」と話す人もいる。2年前に受診した男児7歳児なんですけれども、その母親は、健診で興味のわからない遊びには全く参加しようとしなくて我が子の姿を見た。それまでは、「意志の強い元気な子」とだけ思っていたが、団体行動が苦手だと知った。まずは、要観察。半年後、月1回の訓練に通うように勧められた。最近は落ち着きも出てきたと感じているというような内容が述べられておりました。

先ほどの三木町の取り組み、また今の駒ケ根市の取り組みのように、健診だけではなく、本当に今、自治体としての相談体制、支援体制を整えて、5歳児健診が進められなければならないと思います。予算的には年間120万ほどの予算だということですので、ぜひとも前向きに検討していただいて、5歳児健診、未来の子どもたちのために、ぜひとも検討していただきたいと思います。

市営住宅の公募についてであります。私は、これを質問するに当たって検索したところ、平成17年第2回の定例会において、当時の建設部長が、市営住宅についての質問に対して以下のように回答しております。「今後の募集のあり方ですが、空き部屋が出た場合には、できるだけ速やかに募集をかけていきたい、そのように考えています」という答弁が出ておりました。

この当時の答弁から2年9カ月たっておりますけれども、現在までどのようにこの答弁が生かされたのか、私には疑問でなりません。それとも、この答弁は全くほごにされてしまったのかどうか、その線お聞きしたいと思います。

予約型乗り合いタクシーの件については了解いたしました。今後とも十分検討の上、市民に利便性を図っていただきたいと思います。

以上で、2回目の質問を終わりにいたします。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 障害者への支援について、職員、町内会、自主防災組織、民生委員などへの研修等の考えはとのご質問がございました。内部職員につきましては、班体制設置の中で、また町会組織や民生委員さんについては、町会長さんや福祉事務所などと協議をしながら、

取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 市営住宅の公募に当たりまして、平成17年度の部長答弁の後、どのようにその施策が生かされてきたのかというご趣旨かと思えますけれども、先ほどの磯部団地のご説明を申し上げましたように、18、19と、申しわけないんですけども、移転のための住宅を確保せざるを得なかったという背景がございます、そのような不本意なことになったわけございまして、20年以降につきましては、ご指摘を踏まえまして十分対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（高木将君） 2番深谷涉君。

〔2番 深谷涉君登壇〕

2番（深谷涉君） 2回目の答弁に感謝いたします。

市営住宅の公募についてでありますけれども、イレギュラーが発生したためにそういったことができなかったということで了解いたしますけれども、ぜひとも今後、ホームページ等の掲載も含めまして、きっちりした対応をお願いしたいと思えます。

私たち議員は、本当に一つ一つ市民の生活に根ざした問題に対して真摯に取り組み、行政側を批判するだけでなく、本当に真剣に、いかに市民が住みやすい市になっていただけるかということで、真剣に一つ一つ物事を考えていきたい。そういった姿勢で今後とも取り組んでまいりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わりにいたします。